

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和3年度)

[達成度] A 「概ね達成している」
B 「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C 「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
前文		検証対象外		
◆第1章 総則 (第1条～第4条)				
第1条 (目的)		検証対象外		
第2条 (定義)		検証対象外		
第3条 (基本原則)		検証対象外 (具体的な取組については第3章以降に記載)		
第4条 (最高規範性)				
第4条第1項 (最高規範)	○条例、規則等の制定改廃及び運用	<p>成果</p> <p>○条例等の制定について、まちづくり基本条例の趣旨を尊重し、整合を図りながら、制定を行いました。</p> <p>課題</p> <p>○全ての職員が上牧町まちづくり基本条例の理念に基づいて業務に取り組んでいくために、理解促進に向けた取組が必要であると考えます。</p>	A	<p>○今後も上牧町まちづくり基本条例と整合を図りながら、条例等の制定改廃に努めていきます。</p> <p>○全ての職員が上牧町まちづくり基本条例を念頭に置き、業務に取り組むことができるよう、理解促進に向けた取組を推進していきます。</p>
第4条第2項 (基本的な体系化と制度の整備)	○上牧町第5次総合計画の検証	<p>成果</p> <p>○第5次総合計画の検証にあたっては、基本施策に位置付けられた各種取組の進捗状況や成果についての確認を行い、上牧町まちづくり基本条例の趣旨に照らして実施することができました。また、検証結果については町ホームページで公表しています。</p>	A	<p>○総合計画については、基本施策に関連する全ての条例、規則等の点検も含め、適切に取り組んでいるか、継続して検証を実施していきます。</p>
◆第2章 町民の権利と義務 (第5条～第7条)				
第5条 (まちづくり参画の権利)	取組内容 (評価は第13条第2項で行います。)			
町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。	<p>○パブリックコメント手続の運用</p> <p>○審議会等委員の公募</p> <p>○各種アンケート調査の実施</p> <p>○学校・地域パートナーシップ事業の実施</p>			
第6条 (未成年のまちづくり参画の権利)	取組内容 (評価は第13条第2項で行います。)			
未成年の町民についても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。	<p>○まちづくり (行政) の基盤となる税金について学ぶ租税教室の開催及び教材の配付 (租税教室：小学校6年生、教材配付：小学校4年生、中学校1年生)</p> <p>○「一日町長体験」の実施</p> <p>○ジュニアリーダー研修事業の実施</p> <p>○町制50周年記念事業「児童図書制作事業」への町民の参画</p>			
第7条 (まちづくり参画における町民の責務)		検証対象外 (町民の責務について規定したもの)		
町民は、まちづくりに関する多様な活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重しなければなりません。				

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和3年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
◆第3章 議会の議員の役割と責務等（第8条～第10条）				
第8条（議会の役割と責務）				
第8条第1項（議会の責務） 議会は、直接選挙により選ばれた議員で構成される、町としての意思を審議及び決定する機関として設置され、この条例に基づき議会としての責務を果たします。	○全ての議会活動	成果 ○町としての意思を審議及び決定する機関として、その責務を果たすよう努めました。 課題 ○議会の中でもしっかり意見交換を行っていく必要があります。	A	○継続して実施していきます。
第8条第2項（情報提供、会議の公開により住民と情報共有） 議会は、住民が議会活動に関心と理解を深めるよう積極的に情報を提供するとともに、議会及び委員会の全ての会議を公開し、住民と情報を共有します。ただし、必要と認められる時は、会議を非公開とすることができます。その場合は、非公開とする理由を公表しなければなりません。	○議会だよりの発行(年4回) ○議会報告会（動画配信）の開催	成果 ○コロナ禍においても年4回の議会だよりの発行を行いました。また、議会報告会については、対面での開催が困難なため、議会事務局の協力を得て、動画配信を活用する方法で実施しました。 課題 ○全員協議会(公開)と議員懇談会(非公開)については、運用方針のすみ分けが必要であると考えますが、運用方針の明確化まで至りませんでした。	A	○全員協議会(公開)と議員懇談会(非公開)については、案件の内容に応じてすみ分けができるよう、正副議長・議会運営委員長・常任委員長で協議を行い、議会主導で判断できるように努めます。
第8条第3項（説明責任） 議会は、主権者である住民に対する説明責任を果たすため、議会における意思決定の内容及びその過程を説明しなければなりません。	○議会運営委員会・各常任委員会・本会議におけるインターネットライブ中継の実施 ○議会だよりの発行(年4回) ○議会報告会（動画配信）の開催	成果 ○議会だよりや議会報告会(動画配信)を通じて、議会の意思決定の内容及び過程の周知ができました。 課題 ○多くの人に見ていただけるように工夫していくことが必要と考えます。	A	○継続して実施していきます。
第8条第4項（住民の声を政策に反映） 議会は、住民参画を推進するため、公聴会や参考人制度等を活用するとともに、住民との対話の場を設け、広く意見を求め、住民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。	—	課題 ○コロナ禍のため住民との対話の場を設けることができませんでした。また、議会報告会（動画配信）を実施するにあたり、議会に対するご要望や意見等について、住民の方から文書をお聞きいただきましたが、直接お聞きすることができませんでした。 ○ウィズコロナにおける住民対話の手法を模索する必要があります。	B	○新型コロナウイルス収束後は住民との対話の場を設け、住民の声が政策に反映されるよう努めていきます。
第8条第5項（政策提案と立法活動） 議会は合議制であることを自覚し、長期的展望をもって政策を議論し、まちづくりに必要な政策提案と立法活動を行わなければなりません。	○一般質問や委員会審議における政策提案	成果 ○本会議あるいは委員会審議で、政策提案を行いました。 課題 ○新型コロナウイルス対策に関する政策提案について、議員個人での政策提案は数件行いましたが、議会としての政策提案は行うことができませんでした。	B	○議員個人での政策提案は活発に行われていますが、各議員の主義主張の違いがあるため、「議会としての政策提案」を行っていくための体制や手法の検討が必要と考えます。
第8条第6項（執行機関の町政運営を調査、監視し、結果を公表） 議会は、その権限を有効に用いて、執行機関の町政運営を調査並びに監視し、その結果を公表しなければなりません。	○一般質問や委員会審議など ○議会選出監査委員の監査の実施	成果 ○執行機関の町政運営の調査・監視を実施し、議会審議や監査報告書を通じて公表に努めました。 課題 ○新型コロナウイルス感染症の問題が落ち着けば、もっと研修会や交流会に参加し、情報収集を行っていきます。	A	○継続して実施していきます。
第9条（議会の権限）				
第9条第1項（議会の権限） 議会は、まちづくりの主体を町民としたこの条例の主旨に基づき、議会の責務を果たすため権限を行使します。	○議会の権限行使	成果 ○本会議・委員会等の審議においては、全ての議員が出席し議決権を行使しました。	A	○継続して実施していきます。

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和3年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
<p>第9条第2項 (条例の改廃、決算の認定等)</p> <p>議会は、条例の制定改廃や決算の認定などに定められた権限、執行機関の町政運営を監視、けん制する権限並びに次に掲げる事項を議決する権限を持っています。 (1) 基本構想及びこれを具体化するための基本計画 (以下これらを「総合計画」といいます。) (2) 住民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度 (3) 他市町村との協定並びに連携</p>	○議会の権限行使	<p>成果</p> <p>○本会議・委員会等の審議においては、全ての議員が出席し議決権を行使しました。</p> <p>課題</p> <p>○全員協議会(公開)と議員懇談会(非公開)については、運用方針のすみ分けが必要と考えます。</p>	A	○継続して実施していきます。
第10条 (議員の役割と責務)				
<p>第10条第1項 (議会の責務)</p> <p>議員は、住民により選ばれた公職者として、責任を自覚するとともに品位を保持し、住民全体の福祉の向上と暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実に職務を果たさなければなりません。</p>	○議員としての自覚を持った行動 ○誠実な職務の履行	<p>成果</p> <p>○住民の代表として誠実に職務を果たしました。 ○広報委員会において、住民目線により手に取って、見てもらいやすい広報誌の作成に努めました。</p> <p>課題</p> <p>○住民全体の福祉という観点から考えると、一部地域や団体等に特化した質疑等も見受けられました。</p>	A	○上牧町まちづくり基本条例第20条に規定する「応答責任」に関する条例の制定や上牧町政治倫理条例の見直しについて、検討が必要であると考えます。
<p>第10条第2項 (説明責任、政策提案)</p> <p>議員は、議会活動に関する情報を住民に分かりやすく説明するとともに、広く住民の声を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければなりません。</p>	○後援会だよりの発行 ○町民の声の傾聴	<p>成果</p> <p>○後援会だよりの発行による議会活動の報告等を通じて、住民へのわかりやすい説明に努めました。また、新型コロナウイルス対策等に関する政策提案を行いました。</p> <p>課題</p> <p>○各議員における活動については、個人差があります。</p>	A	○今後も住民へのわかりやすい説明に努めるとともに、積極的に政策提案を行っていきます。 ○議員活動に関する個人差については、住民に対する説明責任があると考えます。
<p>第10条第3項 (行政活動の監視と点検、行政の改善促進)</p> <p>議員は、行政活動が適正かつ効率的並びに効果的に行われるよう監視と点検を行い、一般質問及び質疑を活用して、行政の改善を促進しなければなりません。</p>	○一般質問や委員会審議など	<p>成果</p> <p>○一般質問や委員会審議での質疑を活用して、行政事務の改善点に対する指摘を行いました。</p> <p>課題</p> <p>○各議員における活動については、個人差があります。</p>	A	○今後も行政活動の監視や点検を行い、行政の改善促進を図っていきます。 ○議員活動に関する個人差については、住民に対する説明責任があると考えます。
<p>第10条第4項 (調査研究、政策立案、審議能力の向上)</p> <p>議員は、常に課題意識を持ち、広く町内外の情報を収集してまちづくりの調査研究を行い、政策立案能力及び審議能力の向上に努めなければなりません。</p>	○研修への参加 ○他自治体の取組に対する情報収集	<p>成果</p> <p>○コロナ禍においても、可能な限り研修へ参加するとともに、他自治体の取組に対する情報収集に努めました。</p> <p>課題</p> <p>○各議員における活動については、個人差があります。</p>	B	○今後も研修に参加するなど、政策立案能力及び審議能力の向上に努めていきます。 ○議員活動に関する個人差については、住民に対する説明責任があると考えます。
◆第4章 執行機関の役割と責務等 (第11条～第15条)				
第11条 (町長の責務)				
<p>第11条第1項 (まちづくりの基本理念を実現するよう、公正で透明で開かれた町政運営)</p> <p>町長は、町の代表者として町民の信託にこたえ、まちづくりの基本理念を実現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければなりません。</p>	○当初予算の編成における所信表明	<p>成果</p> <p>○開かれた町政運営の実現に向け、当初予算の編成にあたり、所信表明の中で町長の考え方や今後の方針について示しました。</p> <p>課題</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度に関してはタウンミーティングを実施できませんでした。より多くの方に参加してもらうために、今後も実施方法等について検討していく必要があると考えます。</p>	A	○今後も継続して町政に関する説明を行っていきます。 ○タウンミーティングについては、今後も継続的に実施していく方針であり、新型コロナウイルス感染拡大状況等を確認しながら実施の判断を行っていきます。
<p>第11条第2項 (町政運営の目標、方針を明示し結果を公表)</p> <p>町長は、毎年、町政運営の目標並びに方針を明示し、結果を公表しなければなりません。</p>	○施策方針及び決算報告の広報掲載	<p>成果</p> <p>○「広報かんまき」を通じて、施策方針や事業の実施結果について公表し、情報共有を図りました。</p>	A	○町政運営における目標、方針の明示、結果の公表について、広報等を活用し継続して実施していきます。

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和3年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目)条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第12条 (職員採用等)				
第12条第1項 (公募を原則とし応募状況、採用結果を公表) 町長は、職員の採用にあたっては、公募を原則とし、応募状況、採用結果について公表しなければなりません。	○公募による職員の採用 ○職員採用に関する応募状況及び採用結果の公表	成果 ○職員の採用については、公募で実施するとともに、採用までの透明性を確保するため、応募状況、採用結果についてホームページで公表しました。	A	○今後も引き続き、公募による職員の採用や採用情報の公表を実施していきます。
第12条第2項 (職員の養成) 町長は、町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めなければなりません。	○職員研修の実施 ○新規採用職員研修の実施 ○奈良県市町村職員研修センター主催の各種研修の派遣	成果 ○庁内研修の実施、また各種研修への参加により、職員としての資質と能力の向上に努めました。	A	○職員においては、今後も積極的に研修に参加し、職員としての資質と能力の向上に努めるとともに、研修の実施にあたっては、適宜内容を見直しながら効果的に人材育成を進めていきます。
第13条 (執行機関の責務)				
第13条第1項 (執行機関の責務) 執行機関は、その権限と責任において、公正で誠実かつ迅速に職務を執行しなければなりません。	○誠実かつ迅速な職務の執行 ○人事評価制度の実施	成果 ○日常業務においては、公正で誠実かつ迅速な職務の遂行に努めました。 ○執行機関の責務として、人事評価制度の実施により、公正で誠実かつ迅速に職務を執行できる人材育成に努めました。	A	○今後も引き続き、人材育成を含む全ての事務事業において、公正で誠実かつ迅速に職務を遂行し、執行機関の責務を果たしていきます。
第13条第2項 (町民の参画機会の保障) 執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障しなければなりません。	○パブリックコメント手続の運用 ○審議会等委員の公募 ○各種アンケート調査の実施 ○学校・地域パートナーシップ事業の実施 ○まちづくり(行政)の基盤となる税金について学ぶ租税教室の開催及び教材の配付(租税教室:小学校6年生、教材配付:小学校4年生、中学校1年生) ○「一日町長体験」の実施 ○ジュニアリーダー研修事業の実施 ○町制50周年記念事業「児童図書制作事業」への町民の参画	成果 ○委員の公募やパブリックコメントの実施、アンケート調査等、まちづくり参画機会の確保に努めました。 ○未成年の参画に関する取組として、町の事業への参加依頼や税の出前講座の開催等を行いました。 課題 ○パブリックコメントについては、わかりやすい運用になるよう工夫が必要であると考えます。	B	○まちづくり参画の機会を確保するための取組について、今後も継続して実施していきます。 ○パブリックコメントについては、町ホームページに専用ページを設けるなど、わかりやすい運用になるよう改善を図っていきます。
第14条 (町職員の責務)				
第14条第1項 (町職員の職務専念) 町職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければなりません。	○全ての行政事務における職務専念	成果 ○町職員として、常に町民全体の奉仕者であることを自覚し、町民の利益のため、公正で誠実かつ効果的な職務の実施に心がけました。	A	○今後も引き続き、全体の奉仕者であることを自覚し、公正で誠実かつ効果的な職務に専念するとともに、必要な知識・技能の習得に努めていきます。
第14条第2項 (職務に必要な知識技能の向上) 町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。	○各種説明会・研修への参加	成果 ○各種説明会・研修に参加し、公務員として必要な知識、技能の向上に努めました。	A	○説明会・研修については、今後も積極的な参加に努めるとともに、説明会や研修の内容について情報共有を図っていきます。
第15条 (法令の遵守等)				
第15条第1項 (法令遵守) 町は、まちづくりに関する施策の公正性及び透明性を確保するため、常に法令を遵守し、そのための必要な措置を講じるものとします。	○全ての行政事務における法令の遵守	成果 ○全ての事務において、法令の遵守に努めました。	A	○今後も引き続き、全ての事務において法令の遵守に努めていきます。
第15条第2項 (必要な措置を別途定める) 前項に規定する必要な措置については別途定めます。	—	課題 ○「必要な措置」として、公益通報制度も視野に定めることになっていますが、具体的な検討まで至っていません。	C	○公益通報制度については、事例を研究し、町の実情に沿った制度の導入について検討を進めていきます。

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和3年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
◆第5章 町政運営（第16条～第26条）				
第16条（組織の編成）				
第16条第1項（最小の経費で最大の効果をあげる組織づくり） 町は、社会情勢の変化に対応し、町民に分かりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を上げるよう組織づくりを行うものとします。	○機構改革の実施	成果 ○最小の経費で最大限の効果を上げるため、より部局間の連携が可能である組織編制を実施しました。	A	○地域の情勢や住民ニーズに沿って、必要に応じて組織の編成に取り組んでいきます。
第16条第2項（職員の適切な任用及び効果的な人員配置） 町は、職員の適切な任用及び効果的な人員配置を図るものとします。	○専門職職員の採用	成果 ○令和3年度は、土木・技術職員の採用（1名）を行いました。専門職の採用を行うことで、事務の効率化等が期待でき、効果的な人員配置を図ることができたと考えます。	A	○今後も引き続き、適材適所の観点から必要な専門職の採用を進めていきます。
第16条第3項（縦割り行政の弊害をなくすための相互連携） 町の組織は、状況の変化に柔軟に対応し、縦割り行政の弊害をなくすうえにおいても相互の連携を図らなければなりません。	○庁内横断的な会議等の開催	成果 ○毎月の部長会をはじめ、各課題に対する担当課主催の会議（子育て、教育、健康福祉、文化、防災、バリアフリー等）を開催するなど、課題解決に向けた情報共有・協議・検討を行いました。	A	○社会情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応するため、部局間における相互の連携をより一層深めていけるように、日頃の業務の中でも課題の共有を図るよう努めていきます。
第17条（危機管理）				
第17条第1項（危機管理体制の確立） 町は、町民、関係機関等との協力及び連携により、不測の事態に備えるため、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。	○新型コロナウイルス感染症対策会議の開催 ○町内住宅の耐震化に対する助成 ○ブロック塀等撤去工事に対する助成 ○民生委員・児童委員による災害時要援護者台帳の整備 ○「SPS（セーフティプロモーションスクール）推進員」養成セミナーへの参加（教員3名）	成果 ○新型コロナウイルス感染症対策会議において、必要な対策（公共施設の利用制限等）について検討を行いました。 ○地震に伴う建物・ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止を目的として、住宅の耐震化やブロック塀等の撤去に対する助成制度を継続して実施しました。	A	○今後も引き続き、防災訓練の充実、各種助成、関係機関との連携などを通じて、危機管理体制の強化を図っていきます。
第17条第2項（自主防災組織の向上のための町民活動支援） 町は、危機管理体制のなかで自主防災機能の向上を図るため、町民の活動を積極的に支援します。	○自主防災機能の向上 ○上牧町自治連合会運営事業補助金の交付 ○防災教育用食糧（救給カレー）の備蓄	成果 ○防災士資格取得支援事業の実施により、新たに1名が、防災士の資格を取得しました。 ○上牧町自治連合会運営事業補助金の交付を通じて、自治会が行う防犯活動を支援しました。 ○災害時に備え、各校に対して防災教育用食糧（救給カレー）を購入しました。	A	○今後も引き続き、地域活動や自主防災活動に対して、積極的に支援していきます。
第18条（総合計画等の策定）				
第18条第1項（総合計画及び都市計画マスタープラン等の策定） 町は、総合的かつ計画的に町政運営を図るため、総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等をこの条例の趣旨ののっとり策定し、計画的な町政運営に努めなければなりません。	○上牧町第5次総合計画に基づく町政運営 ○上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進 ○上牧町子ども・子育て支援事業計画の推進 ○上牧町第2次健康増進計画・食育推進計画の推進	成果 ○総合計画に位置付けられた取組については、評価、検証を行い、改善を図りながら計画的な町政運営に努めました。 ○地域福祉計画や子ども・子育て支援計画等、各分野においても計画を策定し、推進することで、計画的な事業の実施に努めています。	A	○今後も総合計画に基づく計画的な町政運営や各分野における計画に基づいた事業の実施を推進していきます。
第18条第2項（総合計画の策定、見直し並びに評価に対する町民の参画） 町は、総合計画の策定、見直し並びに評価にあたっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。	○上牧町第5次総合計画（前期基本計画）の進行管理 ○上牧町第5次総合計画（後期基本計画）策定における審議会やパブリックコメントの実施	成果 ○総合計画の進行管理については、PDCAサイクルの手法を用いて、取組内容の評価、検証を行いました。また、検証結果についてはホームページでの公表を行いました。 ○第5次総合計画（後期基本計画）の策定にあたっては、審議会委員の公募やパブリックコメントを実施し、町民の参画機会の確保に努めました。	A	○今後も、総合計画の策定、見直し並びに評価にあたっては、幅広く町民の参画機会を確保できるよう努めていきます。

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和3年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第19条 (説明責任)				
<p>町は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明しなければなりません。</p>	<p>○各課の事務における住民への説明 ○上牧町第5次総合計画における検証結果の公表 ○上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略における検証結果の公表 ○上牧町まちづくり基本条例における検証結果の公表</p>	<p>成果 ○各課において、窓口のほか、広報かんまきや町ホームページを活用して、丁寧な説明に努めました。 ○総合計画、総合戦略、まちづくり基本条例については、取組内容の評価、検証を行い、検証結果について、町ホームページで公表しました。</p>	A	<p>○今後も引き続き、丁寧な説明に努めていきます。 ○総合計画、総合戦略、まちづくり基本条例について、引き続き評価、検証を行っていきます。 ○資料の公表に際しては、わかりやすい内容となるよう努めていきます。</p>
第20条 (応答責任)				
<p>第20条第1項 (応答責任)</p> <p>町は、公職者及び町民からの要望等については、迅速かつ丁寧に対応し、その記録を作成するとともに、定期的に公表しなければなりません。</p>	<p>○町民からの要望への対応 ○自治会要望の記録及び回答 ○聴覚障害者協会からの要望への対応</p>	<p>成果 ○自治会要望については、職員による迅速な対応や予算への反映なども含め、可能な限り対応しています。 ○聴覚障害者協会から要望のあった「手話通訳者の窓口設置」について、令和3年度から実施しました。</p> <p>課題 ○定期的な公表まで至っておりません。</p>	B	<p>○今後も自治会や町民からの要望には、可能な限り対応していくとともに、公表についても検討していきます。</p>
<p>第20条第2項 (条例の制定)</p> <p>前項に規定する事項については、別に条例で定めます。</p>	—	<p>課題 ○職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定等、応答責任に関する条例の制定には至っておりません。</p>	C	<p>○応答責任に関する条例の制定については、今後慎重に検討していきます。</p>
第21条 (財政運営及び制度の整備)				
<p>第21条第1項 (総合計画実施のため中期及び長期財政計画を定め健全な財政運営)</p> <p>町は、総合計画を実施するため、中期及び長期財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営を図らなければなりません。</p>	○中長期財政計画の見直し	<p>成果 ○総合計画の実施計画である中長期財政計画について、計画策定の適切な時期ではないと判断し、年次見直しを行いませんでした。</p> <p>課題 ○少子高齢化等による厳しい財政状況の中、健全な財政運営を推進するため、職員一人ひとりの意識改革を進める必要があります。</p>	C	<p>○今後も計画的な財政運営を推進していきます。</p>
<p>第21条第2項 (財政計画の住民公表)</p> <p>町は、財政計画を定めるときは、住民に分かりやすく公表しなければなりません。</p>	○中長期財政計画の公表	<p>成果 ○総合計画の実施計画である中長期財政計画について、計画策定の適切な時期ではないと判断し、年次見直しを行いませんでした。</p> <p>課題 ○総合計画と財政計画の関連性を整理し、公表に向けての作業スケジュールを再度構築する必要があります。</p>	C	<p>○今後も財政計画の公表について、わかりやすい内容になるよう努めていきます。</p>
第22条 (予算編成、執行及び決算)				
<p>第22条第1項 (予算編成の過程も含め予算について公表)</p> <p>町長は、予算について、編成過程を含め、住民が具体的に把握できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。</p>	○町ホームページ等による当初予算概要の公表	<p>成果 ○予算については、編成過程を含め、主な施策を具体的に把握できる資料として当初予算概要を作成し、公表しました。</p>	A	<p>○今後も予算内容の公表について、わかりやすい内容になるよう努めていきます。</p>
<p>第22条第2項 (予算の執行計画を策定し公表)</p> <p>町長は、町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定し、住民に分かりやすく公表しなければなりません。</p>	<p>○予算執行計画書の策定 ○「広報かんまき」における当初予算に関する内容の掲載 ○財政状況の公表</p>	<p>成果 ○予算の計画的な執行を目的として、予算執行計画書を策定しました。 ○「広報かんまき」において、主な事業の予定に関する内容を掲載しました。 ○「財政状況の公表」において、予算の執行状況や財産の変動についての公表を行いました。</p>	A	<p>○今後も事業の予定等について、わかりやすい公表に努めていきます。</p>
<p>第22条第3項 (決算内容の公表)</p> <p>町長は、住民が決算内容を理解できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。</p>	○町ホームページ等による決算成果に関する報告書の公表	<p>成果 ○決算内容については、決算額の増減分析や町債・基金残高の推移、事業の成果等がわかる資料として、「決算成果に関する報告書」を作成し、公表しました。</p>	A	<p>○今後も決算内容の公表について、わかりやすい内容となるよう努めていきます。</p>

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和3年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第23条 (財産管理)				
町長は、町が保有する財産を明らかにし、財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めなければなりません。	○固定資産台帳の整備 ○個別施設計画に基づく施設の管理	成果 ○財務書類の作成にあたり、固定資産台帳の更新を行いました。 ○令和2年度に策定した個別施設計画に基づいて、各施設の管理・運営に努めました。 課題 ○公共施設の老朽化に対する費用は年々増加しており、持続可能な施設運営が求められます。	A	○今後も町が保有する財産を明らかにするために、固定資産台帳の更新を行うとともに、個別施設計画に基づき、公共施設のマネジメントを推進していきます。
第24条 (財政状況の公表)				
町長は、財政に関する状況について、具体的な所見を付して分かりやすく公表しなければなりません。	○財政状況の公表	成果 ○財政状況の公表に関する条例に基づき、財政状況の公表(6月、12月)を行いました。	A	○今後も財政に関する状況の公表について、わかりやすい内容になるよう努めていきます。
第25条 (行政評価)				
町は、効果的かつ効率的な行政サービスと行政運営の透明性の向上を図るため、客観的行政評価を実施し、その結果を公表するとともに、その評価に基づいて、町政運営の改善に努めなければなりません。	○上牧町第5次総合計画における取組内容の評価、検証の実施 ○上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略における評価、検証の実施 ○上牧町まちづくり基本条例における評価、検証の実施	成果 ○総合計画、総合戦略、まちづくり基本条例については、PDCAサイクルの手法を用いて、取組内容に対する評価、検証を行うことで、事業の改善を図りながら取組を進めることができていると考えます。また、検証結果については、町ホームページで公表しています。 課題 ○評価結果に基づいた事業の改善に努める必要があります。	A	○今後も引き続き、PDCAサイクルを活用した評価、検証を行っていくとともに、その評価に基づき、町政運営の改善を図っていきます。
第26条 (個別外部監査)				
第26条第1項 (必要に応じ外部機関等に監査を実施させることができる) 町は、適正で効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者(以下「外部機関等」といいます。)に監査を実施させることができます。		○令和3年度において、個別外部監査請求はありませんでした。		○今後必要に応じて実施していきます。
第26条第2項 (外部機関等による監査の実施の請求) 住民は、前項に規定する目的を達成するため、監査委員による監査に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができます。	検証対象外 (住民の外部監査請求について規定したもの)			
第26条第3項 (請求時の外部監査の実施等) 町は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとします。ただし、当該監査を実施させないときはその理由を公表しなければなりません。		○令和3年度において、個別外部監査請求はありませんでした。		○今後、個別外部監査請求があった場合は、本条例に基づいて対応してきます。
◆第6章 情報の共有等 (第27条～第31条)				
第27条 (情報の公開及び提供)				
第27条第1項 (情報公開による町民の知る権利を保障) 町が保有する情報は、町民共有の財産であり、町は、別に条例で定めるところにより、情報を公開して町民の知る権利を保障しなければなりません。	○上牧町情報公開条例に基づく情報公開	成果 ○情報公開条例に基づき、町民の知る権利の保障に努めています。	A	○今後も引き続き、条例に基づき町民の知る権利の保障に努めます。

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和3年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第27条第2項 (町政に関する情報提供) 町民が町政を理解し、まちづくりに参画し、協働できるよう、町は、町政に関する情報を速やかに分かりやすく提供しなければなりません。	○公文書開示請求等による適切な情報の公開	成果 ○各行政事務において、町政に関する情報を速やかに公表することができました。	A	○今後も引き続き、求められている資料について速やかにわかりやすく提供できるよう努めていきます。
第28条 (情報共有の推進)				
町は、具体的な施策若しくは制度により情報共有を推進しなければなりません。	○広報かんまき、町ホームページ、SNS等を活用した町政情報の発信 ○町ホームページのリニューアル	成果 ○町民のまちづくりへの参画・協働を推進するため、「広報かんまき」や町ホームページ、SNS等において、町政に関する情報提供に努めました。 ○町ホームページについては、情報をより迅速に発信でき、より効果的な情報発信を可能とするためのリニューアルを行いました。	A	○町民との協働によるまちづくりを推進するため、今後も引き続き、多くの町民との情報共有に努めるとともに、情報発信の更なる充実、改善に努めていきます。
第29条 (情報の収集及び管理)				
第29条第1項 (町政運営に必要な情報の収集) 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければなりません。	○インターネットを活用した事例等の情報収集 ○県及び近隣市町村との連携による情報収集 ○アンケート調査の実施 ○児童・生徒の学力の情報収集	成果 ○各行政事務において、必要な情報の収集に努めています。	A	○今後もよりよいまちづくりの推進に向けて、必要な情報の収集に努めていきます。
第29条第2項 (情報の適正な管理及び保存) 町は、その保有する情報を速やかに提供できるように、統一された基準により整理し、適正に管理及び保存しなければなりません。	○情報セキュリティポリシーに基づく情報の管理 ○上牧町役場文書取扱規程に基づく文書管理 ○避難行動要支援者情報の管理	成果 ○情報セキュリティポリシーに基づく情報の管理、保存に努めました。 ○上牧町役場文書取扱規程に基づく適切な文書の管理、保存に努めました。	A	○今後も引き続き、文書、情報の適切な管理、保存に努めていきます。
第30条 (個人情報の保護)				
町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護について必要な措置を講じなければなりません。	○上牧町個人情報保護条例の遵守 ○施錠できる文書棚での個人情報の管理	成果 ○上牧町個人情報保護条例を遵守し、必要な措置を講じながら、個人情報の適切な取扱いに努めました。	A	○今後も引き続き、個人情報の保護、適切な取扱いを徹底していきます。
第31条 (選挙公報等)				
第31条第1項 (町長及び町議会議員の立候補者は選挙にあたり公約を示す) 町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示すように努めなければなりません。	—	○令和3年度において、上牧町議会議員選挙又は上牧町長選挙はありませんでした。		○今後も町政選挙において、選挙公報により立候補者の公約を示します。
第31条第2項 (選挙公報の発行) 町は、前項に示す町長及び町議会議員の選挙にあたり、候補者の氏名、経歴、公約等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに発行するように努めなければなりません。	—	○令和3年度において、上牧町議会議員選挙又は上牧町長選挙はありませんでした。		○今後も町政選挙において、選挙公報を発行してまいります。
第31条第3項 (選挙公報の発行に関する事項は別途定める) 選挙公報の発行に関する詳細については別途定めます。	○上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	成果 ○上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を平成26年9月に制定しています。	A	○今後も選挙公報の発行に関する条例に基づき、選挙公報を発行してまいります。
◆第7章 参画と協働(第32条～第35条)				
第32条 (まちづくり参画における町の責務)				
町は、町民が自主的かつ主体的に行うまちづくりに参画する諸活動を尊重しなければなりません。	○上牧町協働のまちづくり公募型補助金事業の実施 ○上牧町まちづくり人財バンク制度の実施 ○シルバークラブ連合会との協働 ○上牧町手をつなぐ育成会への支援(「おしゃべり塾」の開催支援) ○結婚応援事業(マリッジサポーターの活動支援) ○町民主体で実施されるペガサスホールイベントの支援	成果 ○町民が自主的、自発的に行う公益活動に対して、補助金を交付することで、まちづくりに参画する諸活動を支援することができました。 ○町民の参画により、地域課題等の解決に向けて町民と協働して取り組むことができました。 課題 ○人財バンク制度については、登録人数、活用人数ともに増やしていく工夫が必要であると考えます。	A	○今後も引き続き町民との協働によるまちづくりを推進するため、町民が自主的かつ主体的に取り組む諸活動に対して支援を行ってまいります。

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和3年度)

[達成度] A「概ね達成している」
B「取り組んでいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第33条(審議会等)				
第33条第1項(審議会委員等に原則町民からの公募) 町は、町が設置する審議会その他の附属機関(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募を含めなければなりません。	○審議会等における公募による委員の選任	成果 ○各種審議会等において、公募により委員の選任を行いました。	A	○協働のまちづくりを推進するため、今後も各種審議会委員等については、公募を行っていきます。
第33条第2項(審議会等の会議及び議事録の公開) 町は、審議会等の会議及び議事録は公開しなければなりません。	○各種審議会等における会議及び議事録の公開 ○会議録作成支援システムの運用	成果 ○各種審議会等における議事録の公開については、概ね適切に公開できています。 ○議事録作成における事務負担軽減を目的として、令和3年度から会議録作成支援システムの運用を行っています。 課題 ○議事録については、公開が遅れているものもあり、速やかに公開できるようにする必要があります。	B	○会議及び議事録の公開については、全ての議事録を適切に公開できるよう努めていきます。
第33条第3項(審議会等の会議の開催日時及び場所等の周知) 町は、審議会等の開催の日時及び場所、審議項目などを、事前に広報紙等により町民に知らせなければなりません。ただし、非公開の場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。	○各種審議会等における開催周知	成果 ○審議会等の会議の開催については、町ホームページ等により概ね周知できています。 課題 ○一部の会議において、事前周知ができていないものがあります。	B	○会議の開催の周知については、適切な時期に周知を行うことができるよう努めます。
第34条(住民投票)				
第34条第1項 住民は、町長に対して住民投票を請求することができます。	—	○令和3年度においては、住民投票の請求がありませんでした。		○住民投票に関する条例等の設置については、現時点では個別設置型に対応することを想定しており、請求があった場合に適宜対応していくこととしております。
第34条第2項 議会及び町長は、住民投票を発議することができます。	—			
第34条第3項 住民投票の実施に関する必要な事項は、別に条例で定めます。	—			
第34条第4項 町は、住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を最大限尊重するものとします。	—			
第35条(まちづくり協議会)				
第35条第1項 町民は、多岐にわたる課題等に総合的に対応し、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域の多様な主体で構成し、協働してまちづくり活動を行う組織として、まちづくり協議会を設立することができます。	検証対象外(まちづくり協議会の主旨)			
第35条第2項 まちづくり協議会は、町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながらまちづくり活動を行うものとします。	検証対象外(まちづくり協議会の活動方針)			
第35条第3項 町は、まちづくり協議会の活動に対して必要な支援を行うことができます。	○まちづくり協議会設立に対する機運の醸成	成果 ○まちづくり協議会設立に対する機運の醸成を目的として、自治会長向けの説明会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況であったため、開催を見合わせました。 課題 ○「まちづくり協議会」の設立については、主体となる町民の意思が尊重されるものとなりますが、協議会の必要性の説明や準備会の設立に関する提案など、機運を醸成するための取組についても進めていく必要があると考えます。	C	○まちづくり協議会の設立に向けて前進できるよう、研究や課題整理を行うとともに、まちづくり協議会の必要性の説明や各地区での準備会の設立に関する提案など、機運を醸成するための取組についても進めていきます。
第35条第4項 町は、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、住民自治の一層の進展を図るうえにおいては、その意思を尊重しなければなりません。	—	○令和3年度におけるまちづくり協議会の設立はありません。		
第35条第5項 まちづくり協議会の組織及び運営等に関する事項は別に定めます。	—			

上牧町まちづくり基本条例取組状況評価一覧

(令和3年度)

[達成度] A 「概ね達成している」
 B 「取り組んでいるが、改善の余地がある」
 C 「できていない」

条文[PLAN]	取組内容[D0]	評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
◆第8章 広域連携等 (第36条)				
第36条 (広域連携)				
<p>町は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体、国及びその他の機関と互いに連携を図りながら協力しなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○すむ・奈良・ほっかつ！推進協議会 ○奈良県立大学との包括連携協定に関する取組 ○南都銀行との包括連携協定に関する取組 ○郵便局との包括的連携協定に関する取組 ○佐川急便との包括的な連携（協定締結） ○奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会 ○静香苑環境施設組合の運営 ○葛城地区清掃事務組合の運営 ○山辺・県北西部広域環境衛生組合の運営 ○県域水道一体化ワーキンググループへの参加 ○税及び税部門の委託契約に関する勉強会及び意見交換会の開催 ○西和7町障害福祉行政及び地域自立支援協議会との連携 ○香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センター共同運営事業 ○病児・病後児保育事業の実施 ○通級指導教室（ベガサス教室） 	<p>成果</p> <p>○地域課題の解決に向けて、行政間及び民間事業者等との連携を図っています。</p>	A	<p>○まちづくりにおける各分野の課題解決に向け、今後も必要に応じて広域連携を推進していきます。</p>
◆第9章 条例の見直し等 (第37条～第39条)				
第37条 (取り組み状況の評価)				
<p>町は、毎年定期的にこの条例の取り組み状況の評価し、その結果を公表しなければなりません。</p>	<p>○上牧町まちづくり基本条例における取組の成果及び評価の公表</p>	<p>成果</p> <p>○条文に対する取組状況を評価し、公表することにより、協働のまちづくりに向けた取組の進行状況を共有することができたと考えます。</p> <p>課題</p> <p>○各課での取組状況や自己評価に差があり、評価の取りまとめが難しい状況で、改善の余地があります。</p>	B	<p>○今後も、取組状況に関する評価を公表し、町民と共有することにより、行政運営の改善と協働のまちづくりの推進を図るとともに、よりの確でわかりやすい評価、公表を目指していきます。</p>
第38条 (条例の見直し)				
<p>第38条第1項</p> <p>町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。</p>	—	<p>○平成30年度において、検証委員会を設置し、条例の見直しの必要性などについて検証を行いました。</p>	/	<p>○次回の条例の見直しは、平成30年度を起点に5年を超えない期間で実施します。</p>
<p>第38条第2項</p> <p>第1項に規定する検討を行う場合、住民主体の検討委員会を設けて審議しなければなりません。</p>	—			
第39条 (条例の改正)				
<p>この条例の改正にあたっては、事前に、住民に改正の趣旨を説明し広く意見を聴く場を設けるとともに、条例改正後は、その内容を改正理由とあわせて公表しなければなりません。</p>	—	<p>○平成30年度に検証委員会において検討しましたが、条例の改正はありませんでした。</p>	/	<p>○次回の検証委員会において、改めて運用状況を検証し、条例の見直しの必要性等について検討していきます。</p>